○国土交通省告示第三号
経済産業省

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、国土交通省又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交付する平成二十四年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年六月二十九日　　経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎

一　国土交通省から交付する特定補助金等
　建設技術研究開発助成制度に係る補助金
　住宅・建築関連先導技術開発助成事業に係る補助金
二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交付する特定補助金等
　運輸分野における基礎的研究推進制度に係る委託費

○環境省告示第九号
経済産業省

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、環境省から交付する平成二十四年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年六月二十九日　　経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

地球温暖化対策技術開発・実証研究事業に係る委託費及び補助金

官庁報告

官庁事項

人事院公示第13号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成８年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成24年６月29日

人事院総裁　原　　恒雄

１　前書き中「及び人事院規則10―８（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）」を「、人事院規則10―８（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）及び人事院規則10―13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）」に改める。

第２項に次の１号を加える。

六　人事院規則10―13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）に規定する次に掲げる事項

⑴　第２条の２第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。

⑵　第２条の２第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている方法について定めること。

⑶　第３条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている限度について定めること。

⑷　第３条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

⑸　第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている措置について定めること。

⑹　第５条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

⑺　第６条の規定に基づき、人事院が定めることとされている除染等関連業務について定めること。

２　この決定による改正は、平成24年７月１日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月29日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

種類	精度	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成23年	高山	１―３	神城	更新・３色・柾判
〃	〃	〃	〃	２―３	大町南部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	２―４	有明	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	５―２	黒部湖	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	６―１	烏帽子岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	６―２	槍ケ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	７―１	穂高岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	７―３	笠ケ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	７―４	焼岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	８―３	乗鞍岳	〃　〃　〃
〃	〃	平成24年	熊本	５―３	久留米	〃　〃　〃
〃	〃	平成23年	〃	５―４	八女	〃　〃　〃
〃	〃	平成24年	〃	９―１	久留米西部	〃　〃　〃
〃	〃	平成23年	〃	９―２	羽犬塚	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成24年７月１日

数値地図25000（地図画像）のオンライン刊行については、上記平成24年７月１日刊行分の２万５千分１地形図（３色・柾判）14面分を提供する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２９３９号

大阪府吹田市豊津町50番Ｔ１―105号

債務者　松波　正道

１　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　吉岡孝太郎

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時30分

５　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４６号

大阪市鶴見区今津中５丁目４番19号、住民票上の住所大阪市鶴見区今津中５丁目４番16号

債務者　寺野　禎彦

１　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　藤本裕己久

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時30分

５　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部